

3 敷金と家賃

■敷金は

敷金は、入居時における家賃の3ヶ月分です。県が指定する日までに、保管金払込書により金融機関にお支払いください。

■入居する月の家賃は

入居可能日からその月末日までの家賃（日割計算あり）は、指定する日までに、納入通知書により金融機関にお支払いください。

■入居中の家賃は

口座振替による納入

家賃は、預金口座から自動的に引き落とされる口座振替をご利用ください。毎月銀行へ足を運ぶ必要がなくなり便利です。

県の指定金融機関に納入通知書、預金通帳とお届けの印鑑をお持ちになって、手続きをしてください（実際に入居名義人の口座のある支店、本店でお願いします）。

口座名義は、入居名義人の口座と同じでなければなりません。

なお、口座の変更、停止の場合も手続きが必要となりますので、金融機関で手続きをしてください。

口座振替についてのご注意

家賃の引き落とし日は、毎月25日（金融機関が休業日の時は、翌営業日）です。

前日までに預金残高が不足しておりますと、引き落としができません。引き落としができなかった場合は、県から納入通知書を送付しますので、この通知書持参のうえ金融機関でお支払いください。手間がかかることとなりますので必ず預金残高を確認しましょう。

納入通知書による納入

入居した翌月からの家賃は、お届けする納入通知書により、納入期限（毎月末日）までに、金融機関に支払う方法もあります。



■家賃の決定

皆さんの収入に応じて毎年決定されます。そのため入居後は毎年収入を申告していただく必要があります。

■家賃の減免

不慮の事故等により収入が著しく減少したため、家賃の支払いが困難になった場合は、家賃の減免ができる場合もありますので、公社等へご相談ください。

■家賃の証明

家賃に関する証明書が必要なときは、長崎市、長与町、時津町の方は県庁住宅課に、それ以外の方は公社等にお問い合わせください。
(なお、手数料が必要です。)

■家賃の上昇

建替工事、改修工事（エレベーター設置、住居改善等）により家賃が上昇することがあります。

■家賃を滞納すると

家賃を滞納すると、連帯保証人にも支払請求等があり迷惑がかかるとともに、住宅を退去しなければならなくなります。

家賃は、皆さんの住宅の修繕や環境整備にも使われていますので、滞納すると、県営住宅全体に迷惑をかけることとなります。

必ず納入期限までに納めるようにしましょう。

■退去時の家賃と敷金

退去月の家賃は、退去日までの日割で計算します。

敷金は、全額返還します。ただし、家賃及び割増賃料に未納分がある場合は、その額を差し引いてお返しします。

なお、返還には、しばらく時間を要しますのであらかじめご了承ください。